

1. 中小企業組合における通常総会は、毎事業年度1回招集しなければならないが、法律は2月以内に招集することを求めておらず、各組合の定款の規定に従って行われているものである。

〈中小企業等協同組合法〉

(通常総会の招集)

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

〈定款参考例〉

(総会の招集)

第〇条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2. 法人税法では、法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならないこととされているが、法人が確定申告書を2月以内に提出することができない常況にあると認められる場合には、所轄税務署長は、その法人の申請（税務手続の案内は、http://www.nta.go.jp/category/youshiki/houjin/annai/1554_12.htm）に基づき、確定申告書の提出期限を原則として1月間延長することができる（法人税法第75条の2）。

確定申告書の提出期限が延長されると、納付期限も延長されるが、本来の提出期限から、その延長された期限までの間の法人税の未納期間については、利子税が課されることとなる。申告実務においては、本来の提出期限内に法人税の本税相当額を納付することにより、実質的に利子税の負担を回避することが可能となる。

〈法人税法〉

(確定申告)

第74条 内国法人（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

